

# 令和5年分 山林所得の申告のしかた

## はじめに

- 山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。  
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和6年2月16日(金)から同年3月15日(金)まで**です。なお、還付申告書は、令和6年2月15日(木)以前でも提出できます。
  - ・ 申告書の提出は、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。  
郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限内**となるよう、お早めにご送付ください。  
詳しくは、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の1ページをご覧ください。▷送付先を調べる
  - ・ また、**e-Tax**ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
  - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
- 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。
  - ・ 令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(令和4年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**令和5年分の消費税の課税事業者**に該当します。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。  
この場合、**令和6年4月1日(月)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。  
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
  - ・ 複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました。インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷インボイス制度  
特設サイト

## 目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。(ページ)
  - (1) 確定申告書の記載手順…………… 2～3
  - (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース…………… 4～13
  - (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース…………… 14～15
  - (4) 【参考1】令和5年分 山林所得のあらまし…………… 16～21
  - (5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など…………… 22～23

**e-Tax**を利用すれば、こんないいこと  
～より**簡単**、より**便利**になっています～

税務署に行く  
必要なし

添付書類の  
添付省略等

還付が  
スピーディ

24時間  
受付



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。



詳しくは、**e-Tax**ホームページをご覧ください。

▷e-Tax  
ホームページ

# 確定申告書の記載手順

- 「確定申告書」は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】(4~13ページ)に基づいて作成した「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
- 記載手順は、矢印と番号(①~⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、4ページから15ページをご覧ください。  
 なお、「確定申告書」の作成に先立って、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を作成します。

(手書きした部分は、便宜上、青色で表示しています。)

## 記載手順

① 「山林所得収支内  
(4~5、14~15)

② 第一表の収入金  
ます。(6~7)

③ 第二表を作成し  
第二表は、②及び  
(第二表の記載例)

④ 第一表の所得か  
ます。(9ページ)

⑤ 第三表の山林の  
を書きます。  
(10~11ページ参)

⑥ 第三表の税金の  
(12ページ参照)

⑦ 第一表の税金の  
を書きます。  
(13ページ参照)

申告書第一表

令和05年分の所得及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 Y市〇〇町1-10

フリガナ オオサカ タロウ

氏名 大阪 太郎

職業 会社員

世帯主の氏名 大阪太郎

世帯主との続柄 本人

収入金額等

収入金額等	収入金額等	収入金額等	収入金額等
給与	6700000	給与	4930000
退職給付		退職給付	
年金		年金	
雑収入		雑収入	
合計	6700000	合計	4930000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	580000
生命保険料控除	50000
地震保険料控除	50000
基礎控除	480000
合計	1160000

税金の計算

課税される所得金額	717500
所得控除	1160000
所得金額	732567
申告納税額	476800
確定申告納税額	476800

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書記載に当たって

記載に当たっては、次の点にご留意ください。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください（消せるボールペンは使用しないでください。）。  
なお、複写式となっている申告書は、2枚目(控用)を取り外して使用しても差し支えありません。
- 2 フリガナは、濁点「 〃 」半濁点「 〰 」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。
- 3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。  
【記載例】 縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる  
【記載例】 (金額が1,234,500,000円の場合)  
1 2 3 4 5 0 0 0 0 0  
【記載例】  
配 当 ① 1 2 3 0 0 0 0  
給 与 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。

「**訳書(計算明細書)**」を作成します。  
ページ参照)

**額等**と**所得金額等**の箇所を書き  
ページ参照)

ます。  
④の記載と併せて作成します。  
は、8ページを参照してください。)

**ら差し引かれる金額**の箇所を書き  
参照)

**収入金額**や**所得金額**などの箇所  
参照)

**計算**の箇所を書きます。

**計算**、**その他**などの箇所を

山林所得  
収支内訳書  
(計算明細書)

譲渡者住所 Y市〇〇町1-10  
関与税理士住所

氏名(フリガナ) オオサカ タロウ 電話(×××) 〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名 大阪 太郎 電話(△△△) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

合計 内

申告書第三表(分離課税用)

令和〇5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

整理番号 一連番号

特例適用条文

法	条	項	号
所法	第30条	の	
所法	第30条	の	
所法	第30条	の	

第三表 令和四年分以降用 ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

⑦ 対応分	⑧	3 2 6 5 0 0
⑨ 対応分	⑩	
⑪ 対応分	⑫	
⑬ 対応分	⑭	
⑮ 対応分	⑯	
⑰ 対応分	⑱	3 9 1 0 0 0
⑲ 対応分	⑳	
⑳から㉑までの合計	㉒	7 1 7 5 0 0
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉓	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉔	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉕	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉖	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉗	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉘	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉙	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉚	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉛	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉜	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉝	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉞	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㉟	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊱	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊲	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊳	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊴	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊵	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊶	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊷	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊸	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊹	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊺	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊻	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊼	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊽	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊾	
株式等 配当 先物取引 の損失の金額	㊿	

○分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑨⑨		
特別控除額の合計額		⑩⑩		

○上場株式等の譲渡所得等に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
	円	円
一般		
短期		
特定役員		

○退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
	円	円
一般		
短期		
特定役員		

整理欄

取得期間	入力	申告区分

申告等年月日

申告等年月日	
--------	--

計算欄

計算欄	
-----	--

収入金額

収入金額	
------	--

所得金額

所得金額	
------	--

山林所得

山林所得	2 5 0 0 0 0 0 0
------	-----------------

所得金額

所得金額	7 8 2 0 0 0 0
------	---------------

総合課税の合計額

総合課税の合計額	4 9 3 0 0 0 0
----------	---------------

所得から差し引かれる金額

所得から差し引かれる金額	1 1 6 0 0 0 0
--------------	---------------

課税される所得金額

課税される所得金額	3 7 7 0 0 0 0
-----------	---------------

課税される所得金額

課税される所得金額	0 0 0
-----------	-------

課税される所得金額

課税される所得金額	0 0 0
-----------	-------

課税される所得金額

課税される所得金額	0 0 0
-----------	-------

課税される所得金額

課税される所得金額	0 0 0
-----------	-------

課税される所得金額

課税される所得金額	7 8 2 0 0 0 0
-----------	---------------

課税される所得金額

課税される所得金額	0 0 0
-----------	-------

# 【事例1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和5年11月10日に2,500万円売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m<sup>3</sup>でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が836万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

## 1 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者該当する場合、この「山林所得収支内訳書(計算明細書)」は、「課税事業者用」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用してください。

なお、その場合の記載方法は、14ページから15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量(材積)が分かる場合に書いてください。

山林所得収支内訳書(計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオカ 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
		譲与住所	氏名	電話番号 ( )
特例適用条文				
譲渡した山林の所在地番		K市〇〇町××1228		
面積	皆伐・間伐の区分	3.2ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール
樹種	樹齢	杉 60年		年
		ひのき 80年		年
本数	数量	本 3,000		m <sup>3</sup>
譲渡住所又は所在地		K市〇〇町××1-2-3		
先氏名又は名称		〇〇製材(株)		
譲渡した年月日		R5年11月10日		年月日
譲渡山林を植木・購入した時期				年月日
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000円	25,000,000円	円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	8,360,000円	8,360,000円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③			円
計(②+③)	④	8,360,000円	8,360,000円	円
差引(①-④)	⑤	16,640,000円	16,640,000円	円
取得費、管理費など	⑥	8,320,000円	8,320,000円	円
概算経費率による場合	⑦			円
概算経費率による場合	⑧			円
⑨以外の専従者控除額	⑨			円
計(⑦+⑧+⑨)	⑩			円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等が補填される部分を除く。)	⑪			円
必要経費(④+⑥又は⑩)+⑪	⑫	16,680,000円	16,680,000円	円
森林計画特別控除(注1)	⑬			円
概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。	⑭			円
収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する。	⑮			円
所得基準額(⑮×50%-⑩)	⑯			円
⑭と⑯のうち低い方の金額	⑰			円
差引金額(⑫-⑰)	⑱	8,320,000円	8,320,000円	円
特別控除額	⑲	500,000円		円
山林所得金額	⑳	B 7,820,000円		円

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
2 ⑮の金額が2,000万円以下のときは「⑮×20%」、⑯の金額が2,000万円超のときは「⑮×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

## 【事例 1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。

また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成20年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「**概算経費控除の特例**」(18ページ参照)を適用することができます。

山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

	必要経費				
譲渡価額の総額(収入金額)	伐採費などの譲渡費用	取得費、管理費などの概算経費の額	特別控除額	山林所得金額	
25,000,000円	-	( 8,360,000円 + 8,320,000円 )	-	500,000円	= 7,820,000円

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者(特別)控除**」の適用を受けることはできません(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)

したがって、この事例では合計所得金額(1,275万円)が1,000万円を超えているため、給与について年末調整で適用を受けている「**配偶者控除**」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**476,800円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18~21ページ参照)。

例えば、「**概算経費控除の特例**」(措法30条)、「**森林計画特別控除の特例**」(措法30条の2)などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

**譲渡代金の総額**を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用や、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。

なお、お売りになった山林を平成20年12月31日以前から所有していた場合には、「**概算経費率**」による方法(「**概算経費控除の特例**」)で計算することができます。

詳しくは、18ページを参照してください。

この事例では、「**概算経費率**」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額)	伐採費などの金額	概算経費率	概算経費率による場合の 取得費、管理費などの金額	
(25,000,000円	-	× 0.5	=	8,320,000円
8,360,000円)				

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。

**特別控除額**は、**500,000円**(ただし、「**⑰差引金額**」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「**青色申告特別控除**」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「**特別控除額**」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください(14ページ参照)。

## ② 第一表の「収入金額等」と「所得金額等」の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例1

提出先、申告年分などを書いてください。

○□には「5」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

### 申告書第一表(上部)

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。

なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2  
昭和 3、平成 4  
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「6」と書き、令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

青色申告者の方は、「青色」も「○」で囲みます。

税務署長 令和6年2月16日 令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2203

納税地 〒XXXX-XXXX 個人番号 XXXXXXX-XXXX 生年月日 3.4.11.09

現在の住所又は居所 Y市〇〇町1-10 フリガナ オオサカ タロウ

氏名 大阪 太郎

職業 会社員 専業主婦の氏名 世帯主との続柄 本人

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 XXX-△△△-〇〇〇〇

収入金額等	所得金額等	税	算
事業所得	給与所得	課税される所得金額	③①
不動産所得	公的年金等	上の③に対する税額又は第三表の③③	③①
雑所得	業務所得	配当控除	③②
総合課税	その他	社会保険料控除	③③
合計	合計	政治等寄附金等特別控除	③④
6700000	4930000	住宅前払修繕特別控除等	③⑤
		源泉徴収税額	③⑥
		申告納税額	③⑦
		予定納税額	③⑧
		第2期分の税額	③⑨
		第3期分の税額	③⑩
		修正申告	③⑪
		修正前の第3期分の税額	③⑫
		第3期分の税額の増加額	③⑬
		公的年金等以外の合計所得金額	③⑭
		配偶者の合計所得金額	③⑮
		専従者給与(控除)額の合計額	③⑯
			③⑰
			③⑱
			③⑲
			③⑳
			㉑
			㉒
			㉓
			㉔
			㉕
			㉖
			㉗
			㉘
			㉙
			㉚
			㉛
			㉜
			㉝
			㉞
			㉟
			㊱
			㊲
			㊳
			㊴
			㊵
			㊶
			㊷
			㊸
			㊹
			㊺
			㊻
			㊼
			㊽
			㊾
			㊿

第三表(12欄へ(12ページ))

### 収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。  
 なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。  
 この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。  
 書き方については、7ページで説明しています。

**給与所得**

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。  
 なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、**所得金額調整控除（23ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」**から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 <b>Y市〇〇町1-10</b>	[支給者番号]	
	[税務番号]	
氏名 <b>オオサカ 夕郎 大阪 太郎</b>	[扶養親族の氏名]	
	[扶養親族の住所]	
種別 <b>給料・賞与</b>	支払金額 <b>6,700,000</b>	給与所得控除後の金額 <b>4,930,000</b>
		所得控除の額の合計額 <b>1,540,000</b>
		源泉徴収税額 <b>255,700</b>
(源泉)控除対象配偶者の有無等 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	配偶者(特別)控除の額 <b>380,000</b>	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 控除 控除 控除 人 人 人 人 内 内 内 内
		10歳未満扶養親族の数 人
		障害者の数 (本人を除く) 特別 特別 特別 人 人 人
		非居住者である親族の数 人
社会保険料等の金額 <b>580,000</b>	生命保険料の控除額 <b>50,000</b>	地震保険料の控除額 <b>50,000</b>
住宅借入金等特別控除の額		
(摘要)		
未成年者 氏名 年齢 職業	本人が障害者 障害の種類 その他	中途退社・退職 退職年月日 元号 年 月 日 <b>昭和 41 11 9</b>
支給者 住所(居所)又は所在地 <b>F市△△町7-3-14</b>	氏名又は名称 <b>株式会社 〇〇商事</b>	
[電話] △△△-〇〇〇-××××		

確定申告書の提出に当たり、**源泉徴収票の添付は不要**です。  
 ※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

**公的年金等の雑所得**

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を**収入金額等**の「**⑨雑(公的年金等)**」欄に転記してください。

また、**所得金額等**の「**⑦雑(公的年金等)**」欄に記載する**公的年金等の雑所得の金額**は、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページで求めることができます。

**合計所得金額**にご注意ください。  
 9ページで作成する**第一表の「所得から差し引かれる金額**（所得控除額）は、あなたの令和5年分の**合計所得金額**に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。  
**合計所得金額**とは、左記**第一表の「所得金額等」⑫合計**欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、**山林所得金額及び退職所得金額**を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。  
 この事例の場合の**合計所得金額**については、10ページを参照してください。

### ③ 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

#### 申告書第二表

#### ○ 「社会保険料控除」欄など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください)。

#### ⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

#### ⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

#### ⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号	FA2303														
住所	〒 Y市〇〇町1-10														
氏名	オオサカ 太郎														
所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)	<table border="1"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>種目</th> <th>給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等</th> <th>収入金額</th> <th>源泉徴収税額</th> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>給料</td> <td>株式会社 〇〇商事 F市△△町7-3-14</td> <td>6,700,000</td> <td>255,700</td> </tr> </table>	所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額	給与	給料	株式会社 〇〇商事 F市△△町7-3-14	6,700,000	255,700				
所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額											
給与	給料	株式会社 〇〇商事 F市△△町7-3-14	6,700,000	255,700											
源泉徴収税額の合計額	255,700														
総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(⑪)	<table border="1"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>必要経費等</th> <th>差引金額</th> </tr> </table>	所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額										
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額												
配偶者や親族に関する事項	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>障害者</th> <th>国外居住</th> <th>住民税</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>大阪 花子</td> <td>配偶者</td> <td>41.11.18</td> <td>特障</td> <td>特障</td> <td>特障</td> <td>特障</td> </tr> </table>	氏名	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	大阪 花子	配偶者	41.11.18	特障	特障	特障	特障
氏名	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他									
大阪 花子	配偶者	41.11.18	特障	特障	特障	特障									
住民税・事業税に関する事項	<table border="1"> <tr> <th>非上場株式の少数配当等</th> <th>非居滞の特別配当額</th> <th>配当割額</th> <th>株式等譲渡所得割額控除額</th> <th>給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法</th> <th>都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)</th> <th>共同基金、日赤その他の寄附</th> <th>都道府県条例指定寄附</th> <th>市区町村条例指定寄附</th> </tr> </table>	非上場株式の少数配当等	非居滞の特別配当額	配当割額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附					
非上場株式の少数配当等	非居滞の特別配当額	配当割額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附							

第一表⑭欄へ(13ページ)

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

#### ○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

第二表 (令和5年分以降適用) ○第1表は第1表と○第2表と○第3表と○第4表と○第5表と○第6表と○第7表と○第8表と○第9表と○第10表と○第11表と○第12表と○第13表と○第14表と○第15表と○第16表と○第17表と○第18表と○第19表と○第20表と○第21表と○第22表と○第23表と○第24表と○第25表と○第26表と○第27表と○第28表と○第29表と○第30表と○第31表と○第32表と○第33表と○第34表と○第35表と○第36表と○第37表と○第38表と○第39表と○第40表と○第41表と○第42表と○第43表と○第44表と○第45表と○第46表と○第47表と○第48表と○第49表と○第50表と○第51表と○第52表と○第53表と○第54表と○第55表と○第56表と○第57表と○第58表と○第59表と○第60表と○第61表と○第62表と○第63表と○第64表と○第65表と○第66表と○第67表と○第68表と○第69表と○第70表と○第71表と○第72表と○第73表と○第74表と○第75表と○第76表と○第77表と○第78表と○第79表と○第80表と○第81表と○第82表と○第83表と○第84表と○第85表と○第86表と○第87表と○第88表と○第89表と○第90表と○第91表と○第92表と○第93表と○第94表と○第95表と○第96表と○第97表と○第98表と○第99表と○第100表と○第101表と○第102表と○第103表と○第104表と○第105表と○第106表と○第107表と○第108表と○第109表と○第110表と○第111表と○第112表と○第113表と○第114表と○第115表と○第116表と○第117表と○第118表と○第119表と○第120表と○第121表と○第122表と○第123表と○第124表と○第125表と○第126表と○第127表と○第128表と○第129表と○第130表と○第131表と○第132表と○第133表と○第134表と○第135表と○第136表と○第137表と○第138表と○第139表と○第140表と○第141表と○第142表と○第143表と○第144表と○第145表と○第146表と○第147表と○第148表と○第149表と○第150表と○第151表と○第152表と○第153表と○第154表と○第155表と○第156表と○第157表と○第158表と○第159表と○第160表と○第161表と○第162表と○第163表と○第164表と○第165表と○第166表と○第167表と○第168表と○第169表と○第170表と○第171表と○第172表と○第173表と○第174表と○第175表と○第176表と○第177表と○第178表と○第179表と○第180表と○第181表と○第182表と○第183表と○第184表と○第185表と○第186表と○第187表と○第188表と○第189表と○第190表と○第191表と○第192表と○第193表と○第194表と○第195表と○第196表と○第197表と○第198表と○第199表と○第200表と○第201表と○第202表と○第203表と○第204表と○第205表と○第206表と○第207表と○第208表と○第209表と○第210表と○第211表と○第212表と○第213表と○第214表と○第215表と○第216表と○第217表と○第218表と○第219表と○第220表と○第221表と○第222表と○第223表と○第224表と○第225表と○第226表と○第227表と○第228表と○第229表と○第230表と○第231表と○第232表と○第233表と○第234表と○第235表と○第236表と○第237表と○第238表と○第239表と○第240表と○第241表と○第242表と○第243表と○第244表と○第245表と○第246表と○第247表と○第248表と○第249表と○第250表と○第251表と○第252表と○第253表と○第254表と○第255表と○第256表と○第257表と○第258表と○第259表と○第260表と○第261表と○第262表と○第263表と○第264表と○第265表と○第266表と○第267表と○第268表と○第269表と○第270表と○第271表と○第272表と○第273表と○第274表と○第275表と○第276表と○第277表と○第278表と○第279表と○第280表と○第281表と○第282表と○第283表と○第284表と○第285表と○第286表と○第287表と○第288表と○第289表と○第290表と○第291表と○第292表と○第293表と○第294表と○第295表と○第296表と○第297表と○第298表と○第299表と○第300表と○第301表と○第302表と○第303表と○第304表と○第305表と○第306表と○第307表と○第308表と○第309表と○第310表と○第311表と○第312表と○第313表と○第314表と○第315表と○第316表と○第317表と○第318表と○第319表と○第320表と○第321表と○第322表と○第323表と○第324表と○第325表と○第326表と○第327表と○第328表と○第329表と○第330表と○第331表と○第332表と○第333表と○第334表と○第335表と○第336表と○第337表と○第338表と○第339表と○第340表と○第341表と○第342表と○第343表と○第344表と○第345表と○第346表と○第347表と○第348表と○第349表と○第350表と○第351表と○第352表と○第353表と○第354表と○第355表と○第356表と○第357表と○第358表と○第359表と○第360表と○第361表と○第362表と○第363表と○第364表と○第365表と○第366表と○第367表と○第368表と○第369表と○第370表と○第371表と○第372表と○第373表と○第374表と○第375表と○第376表と○第377表と○第378表と○第379表と○第380表と○第381表と○第382表と○第383表と○第384表と○第385表と○第386表と○第387表と○第388表と○第389表と○第390表と○第391表と○第392表と○第393表と○第394表と○第395表と○第396表と○第397表と○第398表と○第399表と○第400表と○第401表と○第402表と○第403表と○第404表と○第405表と○第406表と○第407表と○第408表と○第409表と○第410表と○第411表と○第412表と○第413表と○第414表と○第415表と○第416表と○第417表と○第418表と○第419表と○第420表と○第421表と○第422表と○第423表と○第424表と○第425表と○第426表と○第427表と○第428表と○第429表と○第430表と○第431表と○第432表と○第433表と○第434表と○第435表と○第436表と○第437表と○第438表と○第439表と○第440表と○第441表と○第442表と○第443表と○第444表と○第445表と○第446表と○第447表と○第448表と○第449表と○第450表と○第451表と○第452表と○第453表と○第454表と○第455表と○第456表と○第457表と○第458表と○第459表と○第460表と○第461表と○第462表と○第463表と○第464表と○第465表と○第466表と○第467表と○第468表と○第469表と○第470表と○第471表と○第472表と○第473表と○第474表と○第475表と○第476表と○第477表と○第478表と○第479表と○第480表と○第481表と○第482表と○第483表と○第484表と○第485表と○第486表と○第487表と○第488表と○第489表と○第490表と○第491表と○第492表と○第493表と○第494表と○第495表と○第496表と○第497表と○第498表と○第499表と○第500表と○第501表と○第502表と○第503表と○第504表と○第505表と○第506表と○第507表と○第508表と○第509表と○第510表と○第511表と○第512表と○第513表と○第514表と○第515表と○第516表と○第517表と○第518表と○第519表と○第520表と○第521表と○第522表と○第523表と○第524表と○第525表と○第526表と○第527表と○第528表と○第529表と○第530表と○第531表と○第532表と○第533表と○第534表と○第535表と○第536表と○第537表と○第538表と○第539表と○第540表と○第541表と○第542表と○第543表と○第544表と○第545表と○第546表と○第547表と○第548表と○第549表と○第550表と○第551表と○第552表と○第553表と○第554表と○第555表と○第556表と○第557表と○第558表と○第559表と○第560表と○第561表と○第562表と○第563表と○第564表と○第565表と○第566表と○第567表と○第568表と○第569表と○第570表と○第571表と○第572表と○第573表と○第574表と○第575表と○第576表と○第577表と○第578表と○第579表と○第580表と○第581表と○第582表と○第583表と○第584表と○第585表と○第586表と○第587表と○第588表と○第589表と○第590表と○第591表と○第592表と○第593表と○第594表と○第595表と○第596表と○第597表と○第598表と○第599表と○第600表と○第601表と○第602表と○第603表と○第604表と○第605表と○第606表と○第607表と○第608表と○第609表と○第610表と○第611表と○第612表と○第613表と○第614表と○第615表と○第616表と○第617表と○第618表と○第619表と○第620表と○第621表と○第622表と○第623表と○第624表と○第625表と○第626表と○第627表と○第628表と○第629表と○第630表と○第631表と○第632表と○第633表と○第634表と○第635表と○第636表と○第637表と○第638表と○第639表と○第640表と○第641表と○第642表と○第643表と○第644表と○第645表と○第646表と○第647表と○第648表と○第649表と○第650表と○第651表と○第652表と○第653表と○第654表と○第655表と○第656表と○第657表と○第658表と○第659表と○第660表と○第661表と○第662表と○第663表と○第664表と○第665表と○第666表と○第667表と○第668表と○第669表と○第670表と○第671表と○第672表と○第673表と○第674表と○第675表と○第676表と○第677表と○第678表と○第679表と○第680表と○第681表と○第682表と○第683表と○第684表と○第685表と○第686表と○第687表と○第688表と○第689表と○第690表と○第691表と○第692表と○第693表と○第694表と○第695表と○第696表と○第697表と○第698表と○第699表と○第700表と○第701表と○第702表と○第703表と○第704表と○第705表と○第706表と○第707表と○第708表と○第709表と○第710表と○第711表と○第712表と○第713表と○第714表と○第715表と○第716表と○第717表と○第718表と○第719表と○第720表と○第721表と○第722表と○第723表と○第724表と○第725表と○第726表と○第727表と○第728表と○第729表と○第730表と○第731表と○第732表と○第733表と○第734表と○第735表と○第736表と○第737表と○第738表と○第739表と○第740表と○第741表と○第742表と○第743表と○第744表と○第745表と○第746表と○第747表と○第748表と○第749表と○第750表と○第751表と○第752表と○第753表と○第754表と○第755表と○第756表と○第757表と○第758表と○第759表と○第760表と○第761表と○第762表と○第763表と○第764表と○第765表と○第766表と○第767表と○第768表と○第769表と○第770表と○第771表と○第772表と○第773表と○第774表と○第775表と○第776表と○第777表と○第778表と○第779表と○第780表と○第781表と○第782表と○第783表と○第784表と○第785表と○第786表と○第787表と○第788表と○第789表と○第790表と○第791表と○第792表と○第793表と○第794表と○第795表と○第796表と○第797表と○第798表と○第799表と○第800表と○第801表と○第802表と○第803表と○第804表と○第805表と○第806表と○第807表と○第808表と○第809表と○第810表と○第811表と○第812表と○第813表と○第814表と○第815表と○第816表と○第817表と○第818表と○第819表と○第820表と○第821表と○第822表と○第823表と○第824表と○第825表と○第826表と○第827表と○第828表と○第829表と○第830表と○第831表と○第832表と○第833表と○第834表と○第835表と○第836表と○第837表と○第838表と○第839表と○第840表と○第841表と○第842表と○第843表と○第844表と○第845表と○第846表と○第847表と○第848表と○第849表と○第850表と○第851表と○第852表と○第853表と○第854表と○第855表と○第856表と○第857表と○第858表と○第859表と○第860表と○第861表と○第862表と○第863表と○第864表と○第865表と○第866表と○第867表と○第868表と○第869表と○第870表と○第871表と○第872表と○第873表と○第874表と○第875表と○第876表と○第877表と○第878表と○第879表と○第880表と○第881表と○第882表と○第883表と○第884表と○第885表と○第886表と○第887表と○第888表と○第889表と○第890表と○第891表と○第892表と○第893表と○第894表と○第895表と○第896表と○第897表と○第898表と○第899表と○第900表と○第901表と○第902表と○第903表と○第904表と○第905表と○第906表と○第907表と○第908表と○第909表と○第910表と○第911表と○第912表と○第913表と○第914表と○第915表と○第916表と○第917表と○第918表と○第919表と○第920表と○第921表と○第922表と○第923表と○第924表と○第925表と○第926表と○第927表と○第928表と○第929表と○第930表と○第931表と○第932表と○第933表と○第934表と○第935表と○第936表と○第937表と○第938表と○第939表と○第940表と○第941表と○第942表と○第943表と○第944表と○第945表と○第946表と○第947表と○第948表と○第949表と○第950表と○第951表と○第952表と○第953表と○第954表と○第955表と○第956表と○第957表と○第958表と○第959表と○第960表と○第961表と○第962表と○第963表と○第964表と○第965表と○第966表と○第967表と○第968表と○第969表と○第970表と○第971表と○第972表と○第973表と○第974表と○第975表と○第976表と○第977表と○第978表と○第979表と○第980表と○第981表と○第982表と○第983表と○第984表と○第985表と○第986表と○第987表と○第988表と○第989表と○第990表と○第991表と○第992表と○第993表と○第994表と○第995表と○第996表と○第997表と○第998表と○第999表と○第1000表

事例1



## 4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

社会保険料控除 ⑬	580000
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	
生命保険料控除 ⑮	50000
地震保険料控除 ⑯	50000
寡婦、ひとり親控除 区分 ⑰～⑱	0000
勤労学生、障害者控除 ⑲～⑳	0000
配偶者(特別)控除 区分 ㉑	0000
扶養控除 区分 ㉒	0000
基礎控除 ㉔	480000
⑬から㉔までの計 ㉕	1160000
雑損控除 ㉖	
医療費控除 区分 ㉗	
寿付金控除 ㉘	
合計 (㉕+㉖+㉗+㉘) ㉙	1160000

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表㉙欄へ(12ページ)

事例 1

### ㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
  - 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
  - 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
  - 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
  - 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

### ㉓ 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
  - 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
  - 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
  - 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

### 【扶養控除額】

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

### ㉔ 基礎控除

- あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。
- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

### 【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 Y市〇〇町1-10	氏名 オオサカ タロウ 大阪 太郎
給料・賞与 6,700,000	給与所得控除後の金額 4,930,000
社会保険料等の金額 580,000	源泉徴収税額 255,700
配偶者(特別)控除の額 380,000	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)
基礎控除 480,000	特定扶養親族の数 (本人を除く)
生命保険料の控除額 50,000	障害者控除の額
地震保険料の控除額 50,000	特別 子の数
住宅借入金等特別控除の額	特別 子の数
住所(住所) 又は所在地 F市△△町7-3-14	昭和 41 11 9
氏名又は名称 株式会社〇〇商事	

### ☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のよう転記することができます。

※ ⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。



**特例適用条文**

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
関与税理士住所		氏名	電話番号	( )
特 例 適 用 条 文		合 計		内 訳
譲渡した山林の明細	山林の所在地番 面 積 皆伐・間伐の区分 樹 種 樹 齢 本 数 数 量 譲渡住所又は所在地 先 氏 名 又 は 名 称 譲渡した年月日 譲渡山林を植林・購入した時期	K市〇〇町××1228 ヘクタール 3.2 皆伐・間伐 60年 杉 80年 ひのき 本 3,000 m <sup>3</sup>		措法 30 条 措法 条
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000 円	25,000,000 円	K市〇〇町××1-2-3 〇〇製材(株) R5年11月10日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額 ② 専従者控除額のうち②に相当する部分の金額 ③ 計(②+③) ④	8,360,000 円 円 8,360,000 円	8,360,000 円 円 8,360,000 円	円 円 円
差 引	(① - ④)	⑤ 16,640,000 円	16,640,000 円	円
取得費、管理費など	概算経費率による場合 概算経費の額(⑤×50%) ⑥ 概算経費率による場合 植林費、取得に要した経費 ⑦ 管理費その他の育成費用 ⑧ ③以外の専従者控除額 ⑨ 計(⑦+⑧+⑨) ⑩	8,320,000 円 円 円 円 円	8,320,000 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪	円	円	円
必要経費	④+(⑥又は⑩)+⑪	⑫ 16,680,000 円	16,680,000 円	円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。 ⑬ 概算経費率の適用を受けない場合 収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する。 ⑭ 所得基準額(⑤×50%-⑭) ⑮ ⑭と⑮のうち低い方の金額 ⑯	円 円 円 円	円 円 円 円	円 円 円 円
差 引	⑬-⑭-⑯又は⑰	⑰ 8,320,000 円	8,320,000 円	円
特別控除額	⑱	500,000 円		
山林所得金額	⑲	B 7,820,000 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)  
(平成28年分以降用)

## 6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑳合計」欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

### 「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A  
として

#### Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

#### Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれteいますから、その残額である3,770,000円を⑦⑦欄に書き、⑦⑤欄の金額は、そのまま⑧③欄に転記します。

### 「税額」の計算

#### 総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
この事例では、次のようになります。

$$\text{課税される所得金額(⑦⑦欄)} \quad \text{所得税の税率} \quad \text{控除額} \quad \text{総合課税の所得金額に対する税額}$$

$$3,770,000\text{円} \quad \times \quad 0.2 \quad - \quad 427,500\text{円} \quad = \quad 326,500\text{円} \quad \dots\dots\dots \text{(⑧⑤欄に書きます。)}$$

#### 分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

$$\text{課税される所得金額(⑦⑤欄)} \quad \text{所得税の税率} \quad \text{山林所得金額に対する税額}$$

$$7,820,000\text{円} \quad \times \quad 0.05 \quad = \quad 391,000\text{円} \quad \dots\dots\dots \text{(⑧⑨欄に書きます。)}$$

### 申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課税 金額	短期譲渡	一般分	⑥⑥							
		軽減分	⑥⑦							
	長期譲渡	一般分	⑥⑧							
		特定分	⑥⑨							
		軽減分	⑦⑩							
		一般株式等の譲渡	⑦⑪							
		上場株式等の譲渡	⑦⑫							
		上場株式等の配当等	⑦⑬							
		先物取引	⑦⑭							
		山林	⑦⑮				7820000			
		退職	⑦⑯							
	税金 の 計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫					4930000		
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	⑳					1160000		
⑫ 対応分		⑦⑦					3770000			
⑥⑥ 対応分		⑦⑧						000		
⑥⑧⑨⑩ 対応分		⑦⑨						000		
⑦⑪⑫ 対応分		⑧⑩						000		
⑦⑬ 対応分		⑧⑪						000		
⑦⑭ 対応分		⑧⑫						000		
⑦⑮ 対応分	⑧⑬					7820000				
⑦⑯ 対応分	⑧⑭						000			

### 申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計算	⑦⑦ 対応分	⑧⑤					326500		
	⑦⑧ 対応分	⑧⑥							
	⑦⑨ 対応分	⑧⑦							
	⑧⑩ 対応分	⑧⑧							
	⑧⑪ 対応分	⑧⑨							
	⑧⑫ 対応分	⑧⑩							
	⑧⑬ 対応分	⑧⑪					391000		
	⑧⑭ 対応分	⑧⑫							
⑧⑤から⑧⑭までの合計 (申告書第一表の⑧⑮に転記)	⑧⑮						717500		

事例 1

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書		FA2203
フリガナ	オオサカ タロウ	
氏名	大阪 太郎	
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名 大阪太郎 世帯主との続柄 本人
整理番号	電話番号	電話番号 (自宅)勤務先・携帯 ×××-△△△-○○○○
税金の計算	課税される所得金額 (⑫-⑳)又は第三表上の㉑に対する税額又は第三表の㉑	000
	⑳	717500
	配当控除	
	③④	00
	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪	
	④①	717500
	④②	
	④③	717500
	④④	15067
	④⑤	732567
その他	④⑥	
	④⑦	255700
	④⑧	476800
	④⑨	
	④⑩	476800
	④⑪	△
	④⑫	
	④⑬	00
	④⑭	
	④⑮	
延納の出	申告期限までに納付する金額	00
	延納届出額	000

転記します。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④①住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額  
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)  
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、  
④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額  
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④④欄に書いてください。  
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額  
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④⑨ 申告納税額  
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。  
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。  
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出  
第一表の「④⑩納める税金」の2分の1以上の金額を令和6年3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、令和6年5月31日(金)まで延納することができます。  
なお、延納期間中は利子税がかかります。

## 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和5年9月19日に7,700万円（内、消費税（地方消費税を含みます。）700万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m<sup>3</sup>でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円（内、消費税2,614,500円）かかりました。私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

### 「山林所得収支内訳書（計算明細書）【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書（計算明細書）」の記載方法は、4ページから5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合を書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円（ただし、「⑭差引金額」欄の金額を限度とします。）です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」（18ページ参照）がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「青×××円」と二段書きしてください。

山林所得収支内訳書（計算明細書）		譲渡者 H市〇〇町11-2	氏名 (フリガナ) 弘島 一郎	住所 H市〇〇町11-2	電話番号 (〇〇) △△△-××××
（課税事業者用）		譲渡者 H市〇〇町11-2	氏名 弘島 一郎	住所 H市〇〇町11-2	電話番号 ( ) ( )
消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	指法 30 条		
譲渡した山林の所在地番	面積	伐採・間伐の区	樹種	樹齢	
Y市〇〇町1230	4.3ヘクタール	皆伐・間伐	ひのき	60年	
			本数	数量	
			3,900m <sup>3</sup>		
譲渡した山林の住所又は所在地	先氏名又は名称	譲渡した年月日			
Y市〇〇町6-7	(株)〇〇製材所	R5年9月19日			
譲渡した時期					
譲渡金額の総額（収入金額）	①	77,000,000円	(7,000,000)	77,000,000円	
総収入金額に算入される消費税等の額	②				
計（①+②）	③	A77,000,000円	77,000,000円		
伐採費と運搬費	④	28,759,500円	(2,614,500)	28,759,500円	
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤				
計（④+⑤）	⑥	28,759,500円	28,759,500円		
差引（①-⑥）	⑦	48,240,500円	48,240,500円		
概算経費の額（⑦×50%）	⑧	24,120,250円	24,120,250円		
概算経費のうち、取得に要した経費	⑨				
管理費その他の育成費用	⑩				
⑤以外の専従者控除額	⑪				
計（⑨+⑩+⑪）	⑫				
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）	⑬				
必要経費 ⑥+(⑧又は⑫)+⑬	⑭	52,879,750円	52,879,750円		
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	4,385,500円	4,385,500円		
計（⑭+⑮）	⑯	57,265,250円	57,265,250円		
概算経費率の適用を受ける場合（(注2)で計算した金額を記載する。）	⑰				
概算経費率の適用を受けない場合	⑱				
⑱と⑰のうち低い方の金額	⑲				
差引金額 ⑳	⑳	19,734,750円	19,734,750円		
特別控除額（注3）	㉑	青100,000円 500,000円			
山林所得金額	㉒	B19,134,750円			

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

2 ⑰の金額が2,000万円以下のときは「⑰×20%」、⑰の金額が2,000万円超のときは「⑰×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

(資7-6-2-A4統一)  
(平成28年分以降用)

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18～21ページ参照）。

例えば、「**概算経費控除の特例**」（措法30条）、「**森林計画特別控除の特例**」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの譲渡代金**77,000,000円**（内、消費税の額**7,000,000円**）を書きます。

消費税の経理方式として「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,759,500円**（内、消費税の額**2,614,500円**）を書きます。

消費税の経理方式として「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

（注）上記のとおり消費税の経理方式として「**税抜経理方式**」を適用している場合に、令和5年10月1日以降、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れがあるときは、支払対価の額の全額が必要経費になります。

ただし、消費税について、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けている場合には、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の20%が必要経費に算入されます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の（ ）内の金額**7,000,000円**と④欄の（ ）内の金額**2,614,500円**との差額である消費税の納付額**4,385,500円**（100円未満切捨て）を書きます。

消費税の経理方式として「**税抜経理方式**」を適用している場合において、③簡易課税制度を適用しているなどの理由により、年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と、消費税の納付額又は還付額との間に違いが生じたときや、⑥課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）があるときは、②欄又は⑮欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

令和 5 年分

山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要**や**計算のしかた**について説明しています。  
4 ページから 15 ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 山林所得の範囲 .....	17
II 所得税が課税されない山林所得 .....	17
III 山林所得の金額の計算方法 .....	18
IV 山林所得の税金が軽減される特例 .....	20

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)も課税されます。**  
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14ページ参照。国税庁ホームページからダウンロードできます。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、税務署にお尋ねください。



# I 山林所得の範囲

## 1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得**になります。

※ 山林を取得してから5年以内に伐採して譲渡したり立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

## 2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

### (1) 次の事由により、山林の移転があった場合

- イ 法人に対する贈与や遺贈
- ロ 時価の2分の1未満の価額による譲渡（法人に対するものに限り。）
- ハ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈（個人に対するものに限り。）

### (2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

### (3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

### (4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

### (5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

### (6) 森林管理法の規定による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者（又は経営管理権の設定を受けた市町村）が山林を伐採し、木材の販売による収益が発生した場合

- ※ 1 上記(1)及び(2)の場合は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。
- 2 上記(6)の木材の販売による収益については、森林所有者の山林所得として課税されます。

# II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じても、**その損失はなかったもの**とされます。

- 1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合
- 2 山林を相続税の物納に充てた場合
- 3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林（山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。）を譲渡した場合

### 記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち山林所得、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載しなければなりません。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を**保存しなければなりません**。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

### Ⅲ 山林所得の金額の計算方法

#### 山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{c}
 \text{収入金額}(\ast) \\
 - \\
 \text{必要経費} \\
 - \\
 \text{山林所得の特別控除額 (50万円)} \\
 - \\
 \text{青色申告特別控除額}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \left[ \begin{array}{l} \text{(収入金額-必要経費)} \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] \\
 \left[ \begin{array}{l} \text{青色申告者について} \\ \text{10万円以内の一定額} \end{array} \right] \\
 =
 \end{array}
 \text{山林所得の金額}$$

※ 令和5年分の山林所得の収入金額は、令和5年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林(所有期間が5年を超えるもの)に限ります。)の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 令和5年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、令和5年中に買主などに引き渡した山林ですが、令和5年中に引渡しが行われていない山林であっても、令和5年中に売買契約の効力が生じているものは、令和5年中に譲渡した山林として申告することができます。
- 未収入金 …… 令和5年中に譲渡した山林の譲渡代金を令和5年中に受け取っていない場合でも、未収入金を含めた譲渡代金の全部が令和5年分の収入金額になります。

参考1

令和5年分の山林所得の収入金額から控除される必要経費の計算方法には、次の1及び2の方法があります。

#### 1 原価計算による方法

令和5年分の山林所得の必要経費は、令和5年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です(「参考事項1」19ページ参照)。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額」と②「その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額」との合計額になります。

なお、令和5年中に支出したこれらの費用であっても、令和5年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、令和5年分の必要経費にはなりません。

また、被災事業用資産の損失の金額(「参考事項2(3)」19ページ参照)がある場合、その金額も必要経費になります。

#### 2 「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕

平成20年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます(「参考事項2」19ページ参照)。

$$\left( \begin{array}{c} \text{山林の譲渡} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) \times 50\% + \begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{被災事業用資産} \\ \text{の損失の金額} \end{array}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を○で囲み「□□□」内に「30」<sup>※</sup>と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります(収入金額-必要経費)の額が限度額)。

注) 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の森林計画特別控除や、収用などにより山林を譲渡した場合の5,000万円の特別控除があります(20、21ページ参照)。

青色申告者は、必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額(最高10万円)を青色申告特別控除額として控除することができます。

#### 1 10万円(不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額)

#### 2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額(山林所得の特別控除後の金額)

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高55万円(e-Taxによる申告又は一定の要件を満たしている場合は最高65万円)の特別控除とがありますが、55万円(65万円)の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高55万円(65万円)を控除できるとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり55万円(65万円)の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

譲渡価額(収入金額)

必要経費

特別控除額

山林所得の金額

## 参考事項 1

### 【原価計算による方法の必要経費(18ページ)について】

#### ○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 令和5年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

(イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

(ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 令和4年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{令和4年分の山林所得の金額}}{\text{令和4年分の各種所得の金額の合計額}} \\ \text{(給与所得、退職所得を除きます。)}$$

※ 山林を延払条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

(ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

(ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限ります。）と生計を一にする15歳以上の親族で、令和5年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

#### ○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

## 参考事項 2

### 【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕の必要経費(18ページ)について】

(1) 平成21年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成20年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

(2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(5)のロのハ、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

(3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について令和5年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

## Ⅳ 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

### 1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

#### 特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。

ただし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

#### (1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいづれか低い方の金額(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が「森林計画特別控除額」として控除されます。

##### イ 収入金額基準額

$$\left( \begin{array}{l} \text{令和5年中に譲渡したこの特例} \\ \text{の適用がある山林の収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき  $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるととき  $A \times 10\% + 200 \text{万円}$

##### ロ 所得基準額

$$\left( \begin{array}{l} \text{令和5年中に譲渡したこの特例の} \\ \text{適用がある山林の収入金額} B \end{array} - \begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) \times 50\%$$

$$- \left\{ \begin{array}{l} B \text{ に対応する部} \\ \text{分の必要経費} \end{array} - \left( \begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} + \begin{array}{l} B \text{ に対応する部分の被災} \\ \text{事業用資産の損失の金額} \end{array} \right) \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、令和5年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

#### (2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「条<sup>第</sup>」内に「30<sup>第</sup>2」と記入するとともに、次の書類を申告書に添付して提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

ニ 森林経営計画書の写し

## 2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

### 特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例又は(2)代替資産を取得した場合の課税の特例の**いずれか一方**の特例の適用を受けることができます。

- (1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に取り戻しなどの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。
- (2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。  
また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

## 3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

### 特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

ただし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照)。

## 4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

### 特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、その求償権の行使ができなくなった金額(「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)で計算します。)を、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に「**保**×××円」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【**特例適用条文**】欄の「**所法**」を「○」で囲み「□□□**条**□項」内に「**64<sup>条</sup>2項**」と記載してください。

ただし、次の場合にはこの特例は適用されません。

#### (1) 事業の遂行上生じた保証債務を履行するために山林を譲渡した場合

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「参考事項1」の(5)の口の(イ)参照)。

#### (2) 山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合

## 【参考 2】

### 1 山林所得に対する所得税の税額表

- 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額		(申告書第三表⑧欄の金額)	A
		円	

  

A 課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ~ 9,749,000円	0.05 (5%)	0円	(A × B - C)
9,750,000円 ~ 16,499,000円	0.1 (10%)	487,500円	
16,500,000円 ~ 34,749,000円	0.2 (20%)	2,137,500円	
34,750,000円 ~ 44,999,000円	0.23 (23%)	3,180,000円	
45,000,000円 ~ 89,999,000円	0.33 (33%)	7,680,000円	
90,000,000円 ~ 199,999,000円	0.4 (40%)	13,980,000円	
200,000,000円 ~	0.45 (45%)	23,980,000円	円 (申告書第三表⑨欄へ)

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。  
 $40,000,000円 \times 0.23(23\%) - 3,180,000円 = 6,020,000円$

### 2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額	円	D
配偶者の合計所得金額	円	E

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書第一表の所得から差し引かれる金額 [⑳~㉒ 配偶者（特別）控除] 欄へ転記します。  
 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「㉑~㉒ 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。

	あなた（居住者）の合計所得金額（Dの金額）			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
配偶者の合計所得金額（Eの金額）	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者の合計所得金額（Eの金額）	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

- 注 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者をいいます。  
 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

参考2

### 3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書第一表の④欄の金額)	F
----------	----------------	---

Fの金額	給与所得の金額		H
～550,999円		0円	
551,000円 ～1,618,999円	F - 550,000円	_____円	
1,619,000円 ～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	F ÷ 4 の金額 (千円未満の端 数は切捨て) ↓ G	G × 2.4 + 100,000円 _____円	
1,800,000円 ～3,599,999円		G × 2.8 - 80,000円 _____円	
3,600,000円 ～6,599,999円		G × 3.2 - 440,000円 _____円	
6,600,000円 ～8,499,999円	F × 0.9 - 1,100,000円	_____円	
8,500,000円～	F - 1,950,000円	_____円	

#### ○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額 (K又はO) を Hの金額から控除します。  
 なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の10ページをご覧ください。

① Fの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合

Fの金額	(最高1,000万円)	I
	_____円	
I - 850万円	_____円	J
所得金額調整控除額 (J × 0.1)	_____円	K
差引金額 (H - K)	_____円	L

② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

Hの金額	(最高10万円)	M
	_____円	
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円)	N
	_____円	
所得金額調整控除額 ((M + N) - 10万円)	_____円	O
差引金額	①の計算をした場合 (L - O)	P
	①の計算をしなかった場合 (H - O)	_____円

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額 (H) 又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額 (L又はP) は、申告書第一表の 所得金額等 「⑥給与」欄へ転記します。

### 4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表⑦欄の金額)	Q
-----------	---------------	---

(注) 申告書第三表の 税金の計算 「⑦課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の 計算 を参照してください。

Q の金額	R (所得税の税率)	S (控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	(Q × R - S)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45 (45%)	4,796,000円	
			_____円 (申告書第三表⑧欄へ)

参考  
2

# お 忘 れ な く !

## マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、

**マイナンバー(12桁)の記載** + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

**本人確認** 《例1》マイナンバーカード

**書類の例** 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページをご覧ください。

## 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

- 次の1又は2に該当する方は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、**令和6年7月1日(月)**までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。
  - 1 確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和5年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和5年12月31日においてその価額の合計額が**3億円以上**の財産又はその価額の合計額が**1億円以上**の**国外転出特例対象財産**を有する方
  - 2 令和5年12月31日においてその価額の合計額が**10億円以上**の財産を有する居住者の方※ 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、この場合の財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。
- 居住者の方(非永住者の方を除きます。)で、令和5年12月31日においてその価額の合計額が**5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を、**令和6年7月1日(月)**までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。
  - ※ 1 国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項(国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。
  - 2 相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産(相続国外財産)を記載せずに提出することができ、この場合の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan\\_saimu/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm))及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai\\_zaisan/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm))をご覧ください。

## 税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご活用ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



▷確定申告特集



▷タックスアンサー